**平成２８年（再イ）第１０号**

岡山県倉敷市玉島柏島7071番地

再生債務者　平松　眞二

1　決議に付する再生計画案　平成28年12月２日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年１月11日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年１月11日まで

平成28年12月21日　岡山地方裁判所倉敷支部

**平成２８年（再イ）第４３号**

広島市西区山手町16番10―１号

再生債務者　中島　康彦

1　決議に付する再生計画案　平成28年11月21日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年１月17日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年１月17日まで

平成28年12月20日

広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（再イ）第２４号**

愛媛県松山市和泉北１丁目19番33号　エンゼルコート21―503号室

再生債務者　菊池　祥平

1　決議に付する再生計画案　平成28年12月14日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年１月17日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年１月17日まで

平成28年12月20日　松山地方裁判所民事部

**平成２８年（再イ）第９号**

広島県呉市焼山此原町７番１―403号

再生債務者　田丸　佑樹

1　決議に付する再生計画案　平成28年12月16日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年１月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年１月18日まで

平成28年12月21日　広島地方裁判所呉支部

**平成２８年（再イ）第１２号**

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字五ケ所89番地２

再生債務者　田上　清喜

1　決議に付する再生計画案　平成28年12月７日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年１月20日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年１月20日まで

平成28年12月21日　宮崎地方裁判所延岡支部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２８年（再ロ）第７号**

千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目16番40号

再生債務者　佐藤　裕之

1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年１月23日まで

4　一般異議申述期間　平成29年１月30日から平成29年２月13日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２８年（再ロ）第６号**

熊本市北区下硯川２丁目12番28号

再生債務者　北原　忠弘

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年11月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年１月11日まで

平成28年12月20日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（再ロ）第４号**

神奈川県秦野市平沢515番地の７

再生債務者　田中　正志

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年１月11日まで

平成28年12月21日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**平成２８年（再ロ）第３４号**

大阪府枚方市山之上北町17番12号

再生債務者　廣畑　　敦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年１月17日まで

平成28年12月20日

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（再ロ）第７号**

千葉県柏市大津ケ丘２丁目４番10

再生債務者　森川　志朗

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年１月23日まで

平成28年12月19日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（再ロ）第１５号**

京都市右京区太秦八反田町10番地の13

再生債務者　中田　香里（旧姓西村）

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年11月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年１月23日まで

平成28年12月21日

京都地方裁判所第５民事部再生係

**平成２８年（再ロ）第４号**

千葉県野田市大殿井83番地の143

再生債務者　谷口　幸太

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年１月24日まで

平成28年12月19日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２８年（再ロ）第１５号**

横浜市港南区港南台１丁目18番16号

再生債務者　黒田　良則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年12月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年12月21日

横浜地方裁判所第３民事部

# 会社その他の公告

**合併公告**

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継し効力発生日は平成二十九年四月一日であり、両法人の理事会及び評議員会の承認決議は平成二十七年七月二十一日までに終了しております。

なお、この合併については平成二十八年十月三十一日付で秋田県の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年一月五日

秋田県湯沢市小野字大沢田二二二番地

（甲）社会福祉法人雄勝福祉会

理事長　西村　信一

秋田県湯沢市山田字勇ケ岡五〇番地

（乙）社会福祉法人なごみ会

理事長　京野　　學

**合併公告**

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継しこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十七日

掲載頁　一二九頁（号外第一四一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十七日

掲載頁　一二九頁（号外第一四一号）

平成二十九年一月五日

東京都墨田区江東橋一丁目三番一五号

（甲）株式会社城東第一興商

代表取締役　松井　　章

東京都足立区加平二丁目一番一号

（乙）株式会社城北第一興商

代表取締役　髙木　健二